#### 「富山県障害者計画 (第3次)」(素案) に対する意見の概要及び県の考え方

#### 第1編 計画の基本的な考え方

どで明言して欲しい。

# ・障害の定義が医学モデルから社会モデルへの転換がなされ、発想が根本的に変化している。各種国内法の整備、障害者権利条約の批

# 准等の動きを踏まえて作られるこの新たな計画の期間が、これまでの10年とは違うこと、 これまでとこう変わる、ということを前文な

意見の概要

・「障害者・障害児」という文字(漢字)について、「共生のまち富山」を創りあげようとしている富山県が公的な文章などに「障がい者」「障がい児」にしていただけないか。

・ホームページに掲載されているパブリック コメントの資料は、印刷物を直接読むことの できない視覚障害者や盲ろう者にとって大変 貴重な情報源です。

しかしながら、その資料の中でPDF形式の文書は、読み上げソフトや点字変換ソフトでは扱いづらい形式です。

特に、図表の部分はレイアウトが崩れてしまい、内容を理解することが非常に困難です。 そのため、このような障害者にとって大変 重要な資料は、テキスト形式でデータ提供を していただくことが望ましいと考えます。

・障害種別によって差別がされることのない ように施策を進めていただきたい。

#### 県の考え方

・今後作成する計画の前文等において、ご意見を 参考にさせていただきます。

- ・「障害」の表記については様々な意見があり、国が実施したアンケート調査や障害者団体等を対象としたヒアリングの結果を見ても、「障害」の表記を改めるべきか否かについて意見が分かれています。このため、国では、当面現状の「障害」を用いることとし、引き続き検討が行われています。県としては、国の検討状況を見守りつつ、必要に応じて障害者団体等の意見も聞きながら、検討したいと考えています。
- ・資料の中にはテキスト形式にすることが困難な ものもございますが、テキスト形式にするなど資 料を読みやすくするように努めてまいります。

・精神障害者の方が必要な医療や福祉サービスを 受けることができるよう、保健・医療・福祉に携 わる全ての関係者と行政がしっかりと連携して、 各種精神障害者施策を推進してまいります。

#### 第2章-2 障害を取り巻く現状と課題

- ・(1) について、「県民に障害及び障害者に 対する正しい理解が広く浸透するよう、」と 「取組を強化していく必要があります」の間 に「障がいの概念が医療モデルから社会モデ ルに変わったことが広く周知されるよう」を 入れる。
- ・(2) について、「障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、身近な相談支援体制やホームヘルプ等の在宅サービス」の後に、「及び外出支援サービス」を入れる。
- ・(5) について、「雇用・福祉・教育の分野が連携し、」と「障害者の就労支援の充実・強化を図る」の間に「障害者への合理的配慮を各分野で促進させ」を入れる。

- ・「県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう」の部分は、意見のあった「障害の概念の変化」のみならず、他の要素も広く対象としていることから、ここでの個別列挙は行いませんが、計画の前文等の作成において、ご意見を参考にさせていただきます。
- ・ご意見も踏まえ、「ホームヘルプサービスなど訪問系サービス」と修正し、同行援護等の外出支援 も含めたものとして記述します。
- ・「合理的配慮」については、障害者差別解消法でも定義が明記されておらず、その具体的内容は、今後国において、基本方針等の中で示される予定です。このため、本計画では「I-2-(1)障害を理由とする差別の解消の推進」において、障害者差別解消法等に関連した記述の中で記載したいと考えています。なお、県では、法の規定に基づき、障害のある方に対する合理的配慮提供義務を適切に果たしてまいります。

#### 第3章-3 基本的視点

・(1) について、「障害者の自己決定を尊重 する」ことを、「障害のある子どもの教育・育 成の充実」において、きちんと適用していく よう考えていただきたい。自分で障害に関す る判断ができない子どもについては将来的な ライフステージを展望するために同種の障害 者団体からの情報提供も重視しなければなら ない。

聴覚障害のある子どもにおいては、学齢期を迎えて仮に「十分な情報提供」がなされても時期を失していることが多い。近年普及している新生児聴覚スクリーニング検査から療育へと進む過程で「医学モデル」に偏った情報提供がなされており、「社会モデル」を基本とする今計画の方針との整合性を取って頂きたい。

- ・(2) について、「自らのライフスタイルを 自らの意思で選択していけるよう」と「支援 します」の間に「選択の機会を確保し」を入 れてください。
- ・(2) について、「障害者が主体性をもって 社会に参加できるよう」の後に、「意思疎通の 手段、情報の取得又は利用の手段についての 選択の機会の確保や拡大を図り」を入れてく ださい。

- ・新生児聴覚検査の実施にあたっては、関係する 医療機関において、保護者等へ検査体制や検査結 果の説明などを行う際、県作成の「新生児聴覚検 査の手引き」に記載した対応例を活用するなど、 保護者に誤解や不安を与えないように配慮を要請 しているところです。
- ・また、要精検と判定された児については、療育機関での早期支援を行う体制となっております。 療育機関では児の状況に応じ、手話を含めた視覚 活用の様々なコミュニケーション方法の情報提 供、助言を行い、保護者自身に選択いただくこと としております。
- ・県としては、関係機関において必要な対応がな されるよう引き続き支援してまいります。
- ・「自らの意思で選択していけるよう」の部分には、 ご意見のあった「選択の機会の確保」も要素の1 つとして含まれていると考えています。
- ・障害者の社会参加については、ご意見のあった コミュニケーション支援のみならず、移動の支援 や施設のバリアフリー化といった面からの幅広い 支援が必要と考えられますので、個別の支援内容 についてはここでは記載していません。

なお、第2編-IV-3「コミュニケーション支援体制の確立」において、様々なコミュニケーション支援施策について記載しています。

#### 第2編 計画の内容

- I 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり
- 1 障害及び障害者に対する理解の促進

#### 意見の概要

#### 県の考え方

#### (1) 啓発・広報活動の推進

- ・8つ目の施策の「『障害者の権利に関する条約』、『障害者虐待防止法』、及び『障害者差別解消法』等の普及啓発を図り・・・」は、(1) 啓発・広報活動の推進の一項目としてではなく、1「障害及び障害者に対する理解の促進」でしっかりと記載すべき。
- ・障害者の人権が尊重される社会づくりは、障害者の権利と尊厳を守るため、特に重要な施策と考えられることから、別にI-2 「差別の解消及び権利擁護の推進」という項目を設け、詳しく記載しています。
- ・8つ目の施策の「『障害者の権利に関する条約』、『障害者虐待防止法』、及び『障害者差別解消法』等の普及啓発を図り・・・」の中に「障害者基本法」も入れていただきたい。
- ・ご意見を踏まえて、「障害者基本法」を追加します。

- ・県民に対する理解啓発の推進について、 今回の障害者計画の策定を機に、子どもから大人まで、地域社会、行政、民間等々に おいて、より一層障害者に対する理解啓発 が深まり、誰もが住みやすい社会づくりに 向けて、更に創意工夫して取り組んでいた だきたい。
- ・障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発・広報活動、学校・地域における福祉教育の推進等の関連施策を計画案に記載しており、施策の啓発に努めてまいります。

#### (2)福祉教育の推進

・中学校及び高等学校において、精神疾患 に関する教育を実施して頂きたくお願い します。

精神疾患について、全く知識が無い為、 誤解が生じたり、同僚として、また、親と して、適切に対応できない事態が生じてい ます。

精神保健福祉について、それがどのようなものであるか、正しい知識を適切に教育に取り入れて頂きたくお願いします。

・ご意見につきましては、①において「体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。」と記載してあります。

#### (3)地域での交流の促進と県民参加、(4)ボランティア活動の推進

- ・県民に手話で会話できる人を増やしてい くための取り組みとして、手話奉仕員養成 事業の全市町村実施、手話サークル活動の 支援等に取り組む、ことも入れて頂きた い。
- ・身体障害者手帳を持たない一般市民の中にも、身体障害をもち、障害福祉に関心を持つ方がいる。そのような方に地域活動、ボランティア活動の参加にできるよう行政の方から声かけ・広報して欲しい。
- ・手話に関する施策については、IV-3-(3) において、手話奉仕員養成研修事業も含め各種施策を記載しています。

なお、手話サークル活動の支援については、ご要望 の趣旨を各市町村に伝えてまいります。

・地域での交流活動やボランティア活動の推進は、障害者理解を促進する上でも大変重要であり、計画案でも関連施策を記載しており、施策の啓発に努めてまいります。

#### 2 差別の解消及び権利擁護の推進

#### 意見の概要

・国の基本計画には「合理的配慮の提供義務」が明記されており、県の計画にも明記してほしい。

具体的には、計画案「差別の解消及び権利擁護の推進」の部分に「合理的配慮」を明記してもらいたい。

#### 県の考え方

- ・ご意見を踏まえて、(1)において「「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた障害者差別解消法(平成28年4月施行)に基づき、国の基本方針を踏まえ、職員対応要領の策定や相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組みます。」と修正します。
- ・また、(1)において、「改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)で規定された、雇用分野における障害者に対する差別禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。」と記載しています。
- ・なお、合理的配慮の具体的内容については、今後、 障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日)に向 け、国において、基本方針や対応要領、対応指針で示 されることになっています。

#### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・1つ目の施策の「県職員等に対する・・・」 について、「県職員等」について奇異な感 じを覚える。窓口等における配慮について 研修を行うというのであれば、国や市町村 も含んだ「行政職員等」に変えた方がいい。
- ・2つ目の施策の「障害者への配慮」を「障害者への合理的配慮」にしてください。

・3つ目の施策の「差別禁止等」を「障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等」にしてください。

- ・ご意見を踏まえ、(1)において「<u>行政機関の職員</u> 等に対する障害者差別解消法等に関する研修を実施 し、障害者への配慮の徹底と障害者理解の促進を図り ます。」と修正します。
- ・国の障害者計画で「配慮の徹底」と書かれています ので、現行の表現のままとします。あえて、障害者へ の配慮の範囲を狭める必要もないのではないかと考 えており、その配慮が合理的なものかどうかを判断す る前に、まず、障害者への配慮を徹底するという意味 合いを出したいと考えています。
- ・ご意見を踏まえて、(1)において、「改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)で規定された、雇用分野における障害者に対する差別禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります。」と修正します。

#### (2)権利擁護の推進

- ・最後の施策の「知的障害により・・・」 ついて、知的に限らず、発達障害、状態が あまりよくない精神障害者など様々な方 が含まれるはずなので、知的障害に限定す るのはいかがか。
- ・警察庁では、国家公安委員会委員長が主宰する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の最終報告(平成24年2月)に盛り込まれた提言を受け、「知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針」を策定しており、各都道府県警察においてはその指針に基づき平成24年5月から取り組んでおります。

上記指針では、試行の対象について、罪種にかかわらず、知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者に係る事件としており、本県警察も指針に基づいて試行を継続していくこととします。

#### 社会参加活動の推進

#### 意見の概要

- ・障害者が様々な活動に参加する際に、現 在は家族が支援している。移動支援の充実 の記載が見当たらない。
- ・移動支援について、現在、透析患者の高 齢化、障害の重複化が見られる。しかし、 通院に係る交通費(月平均13往復)、に 加え、介護保険サービスの負担額を考える と、年金のみではとても賄うことができな い。病院単位での送迎サービスの実施は難 しいので、送迎支援施策の検討をお願いし たい。

#### 県の考え方

・障害者の移動支援の在り方については、障害者総合 支援法において、施行後3年を目途として検討すると されており、国の障害者基本計画においても、ニーズ と実情を踏まえた検討を行う」とされています。

県としても、国の検討結果を踏まえて、県としての 役割を適切に果たしてまいります。

#### (1)スポーツ活動の振興

・近年各種スポーツ大会において、社会人 となった身体障害者の出場が非常に少な く、選手をエントリーするのに苦労をして いる。障害者団体への入会も勧め、スポー ツ活動・社会参加への関心が深められるよ う啓発に努めていただきたい。

また、2020年東京オリンピック・パ ラリンピックが開催されますが、世界水準 の選手の国際的なスポーツ大会への参加 を支援していただきたい。

・企業や県民への普及啓発、全国障害者スポーツ大会 等への選手派遣等の奨励、世界水準の選手の国際的な スポーツ大会への参加支援など施策を計画案に記載 しており、施策の啓発に努めてまいります。

#### (3) 社会参加活動促進事業の推進

会参加促進)は、障害者共通の事業として、 また、健康に生活が送れる感謝の心を大切 にする社会貢献の観点からも、身体障害者 が可能な限り地域共生の社会活動に対し 積極的に参加できるよう支援していただ きたい。

・社会参加(スポーツ活動、文化活動、社 |・スポーツ活動や文化活動等を振興することは障害者 理解を促進する上でも大変重要であり、計画案でも関 連施策を記載しており、施策の啓発に努めてまいりま す。

- Π 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進
- 障害のある子どもの教育・育成の充実 1

#### 意見の概要

#### 県の考え方

#### (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- 持つ若い保護者、一般市民に対し障害者を 地域の学校で引き受けてインクルーシブ んで欲しい。
- ・最初の施策の「就学先を決定する仕組み の構築」について、具体的なイメージはあ るのか。今までと変わらないのではないか (親が普通学級を希望しても、教育委員会 にそれを通すのが困難)。

障害の有無に関わらず校区(地域)の学 校に入れることを案内して欲しい。「合意 形成」ではなく、親から支援学級の希望が ない限り全て普通学級に入学させる方向 を出して欲しい。

インクルーシブ教育システムの構築とし て「多様な学びの場」のそれぞれの充実を 図るとある。障害のある子どもを地域学校 に就学させることがインクルーシブ教育 の目標とされがちであるが、そのような進 め方には賛同できない。

聴覚障害児の場合、教育的処遇によって は生活の基盤となるコミュニケーション 環境が十分保障されない恐れもある。

聴覚に障害を持つ子どもが地域の学校 で学ぶ場合、合理的配慮に基づいて、文字、 要約筆記 (ノートテーク)、手話、聞こえ のサポートなどの配慮をする必要がある。 特に集団的な活動では、子ども達、教職員 が同じ言語として手話を使用することで 初めて可能になることを忘れないで頂き たい。

・インクルーシブ教育について、障害児を |・ご意見については、(1) に記載のあるとおり、本 人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市 町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援 教育をする広報、案内を行う施策を盛り込一について合意形成することを原則として、市町村教育 委員会が就学先を決定する仕組みを構築するよう支 援及び指導・助言するとともに、周知に努めてまいり ます。

- ・ご意見については、中教審報告「共生社会の形成に 向けたインクルーシブ教育システム構築のための特 別支援教育の推進」(平成24年7月)では、共に学 ぶことについて「基本的な方向性としては、障害のあ る子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で 共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、そ れぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加 している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を 過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、 これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備 が必要である。」とされております。
- ・また、「障害のある子どもが、多様な子供の中で学 び、社会で生きる力を身に付けることと同時に、同じ 障害のある子ども同士が共に学ぶことにより、それぞ れの障害固有のコミュニケーション能力を高めるな どして、相互理解を深めていくことも重要である。」 とされております。
- ・これらの内容も踏まえて富山県教育振興基本計画を 立てており、計画案にも反映しています。ご意見の趣

・5つ目の施策の「小・中学校における発達障害・・・」について、小・中学校以降の支援はどうなるのか。高校、専門学校などにおける対応についての記載がない。

ライフステージにおいて切れ目のない 施策を展開するのであれば、小・中学校以 降の発達障害への支援についても記載し てもらいたい。

・数値目標として「特別支援教育に関する 研修の受講率」だけを重要な指標と考える ことに問題はないか。

特別支援教育は、障害のある子どもがいかなる教育の場にあってもニーズに合った教育を受けることとされている。しかし、センター的機能が求められている特別支援学校でも県下の障害児の状況は把握できていない。心身に障害のあるこどものフォローアップ体制が講じられておらず、どの程度の障害のある子どもがどのような専門性のあるサービスを受けているのか当該小中学校から相談等の申し出がない限りわからないというのが現状である。

旨は、これらの計画に沿ったものと理解しており、多様な学びの場の充実を図ってまいります。

・ご意見を踏まえ、「<u>小・中・高等学校等</u>における発達障害を含む障害のある児童生徒への理解啓発を図るとともに、<u>小・中・高等学校等</u>の教員への研修を行い、校内の支援体制を整備します。」と記載しています。

・小中学校に在籍する特別な支援を必要としている児 童生徒の実態把握は、毎年5月に全小・中学校を対象 に行っています。

ご指摘のとおり、受講率の数値だけで、教員の専門性が上がったと判断することはできませんが、まずは特別支援教育に関する研修を受講していない教員が(限りなく)減ることが大事だと考え、この指標を設定しました。

#### (3)地域療育体制の整備

・②の2つ目の施策の「新病院・こどもセンターにおける短期入所」について、短期入所について、緊急時においても受入れ可能な体制づくりを考えていただきたい。

・新病院・こどもセンターでは、在宅の重症児専用の 短期入所ベッドを2床整備することとしているほか、 空き病床がある場合は、空床型で短期入所に対応する こととしています。

なお、県全体の短期入所について、今後、定員が不 足している状況があれば、定員増を事業者に働きかけ るなど検討してまいります。 意見の概要 県の考え方

#### (1) 障害者の雇用促進

・ジョブコーチの活用のなかで、職場で何か困ったときなど、職場定着のためもっとフォローできるよう、支援期間を過ぎても、相談があれば支援できるようなしくみが必要である。

就労は一生涯のものであり、支援の取り 組みが半年余りの指導で終わるというの ではなく、困ったときの支援が大切とな る。

・雇用主、及び雇用現場責任者の理解を得るべく、必要なフォロー体制の充実、JOBコーチ制度では、本人及び雇用主、雇用現場責任者に対する、しっかりとしたフォロー体制の充実を望みます。

- ・ジョブコーチによる支援は、適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝えることにより、企業内の支援体制の整備を促進し、障害者の職場定着を図ることを目的としていることから、必要な支援期間を設定して実施するものです。
- ・なお、障害者の職場定着については、障害者を雇用した企業をはじめ、家族、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、ハローワークなどの行政が連携して取り組むことが重要であり、今後とも関係機関との連携強化に努めてまいります。
- ・精神障害者の雇用が伸びており、今後、一層の増加が見込まれことから、国においては、地域の就労支援機関における精神障害者への支援能力の向上と定着支援の充実について検討がなされ、このたび、報告書が取りまとめられたところです。(平成26年3月4日「地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書(第2次)」

この研究会では、主に、ジョブコーチ制度と障害者 就業・生活支援センター制度の課題等について検討が 行われましたが、ジョブコーチ制度に関しては、

- ・ジョブコーチ研修において精神障害に関する内容 の充実・強化が必要
- ・精神障害者の支援に関しては、医療機関を活用した支援も必要
- ・精神障害については、医療機関に勤務する精神保 健福祉士等の活用が有効
- ・ジョブコーチが、必要なときに知見を持つ専門家 を活用できる体制の構築が必要 などの対応強化が報告されたところです。

県においては、この報告書の内容も踏まえ、富山労働局・各ハローワークや障害者職業センター等の関係機関との連携を強化し、引き続き、障害者の就職や職場定着に取り組んでまいりたいと考えています。

#### Ⅲ 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

#### 1 相談支援体制の整備

いたい。

#### 意見の概要 県の考え方

#### (1) 地域における相談支援体制の充実

- ・②の2つ目の「障害者相談員への研修」 の施策について、身体障害者相談員の地域 活動が重要である旨の文言を入れていた だきたい。
- ・②の3つ目の施策について、民生委員に加え、児童委員を含めてもらいたい。「民生委員・児童委員」の表現などにしてもら
- ・ご意見を踏まえて、「また、障害者相談員は、相談対応のほか地域における支え合い活動や災害時支援などの面でも活躍が期待されることから、各地域において活動の場が広がるよう市町村に啓発や助言等を行います。」と追記します。
- ・ご意見を踏まえ、「地域の事情に精通した民生委員<u>・</u> 児童委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくた めの研修を充実するなど、相談援助活動を支援しま す。」と修正します。

#### 2 地域生活を支援するサービスの充実

#### 意見の概要

・重度訪問介護については来年度から対象者が拡大することも決まっており、そのサービス提供体制を強化するためには従業者養成研修の充実が不可欠と考えます。

また、障害者の社会参加には移動支援の 充実が必要ですが、富山県はホームヘルプ 同様全国最低レベルの利用でやる事業所 も少ないのが現状です。また市町村格差も 著しいです。移動支援は市町村が実施主体 ではありますが、県と市町村が連携をと り、研修等を実施し、普及につとめていた だきたい。

具体的には、(1) -②、4-(2) - ①及びW-1-(3) に、重度訪問介護の従業者養成研修の充実と移動支援の従業者養成研修の実施・普及を加えていただきたい。

#### 県の考え方

・重度訪問介護については、平成26年度からの対象 拡大に伴い、従業者養成研修が見直され、主として行 動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修とし て新しい課程が設けられることとされています。重度 訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由 者に対する課程又は行動障害を有する者に対する新し い課程のいずれかを受講していればその要件を満たす こととされていますが、新しい課程の内容も踏まえて 対応を考えたいと思います。なお、県では、この新し い課程と同様の内容である、強度行動障害支援者養成 研修を平成26年度から実施することとしています。

移動支援については、実施主体である市町村が定める従業者の要件として、介護福祉士、ホームヘルパー 1、2級としています。県では、障害の特性等を理解したホームヘルパーを養成するための研修の充実に努めることとしています。(第2編  $\mathbf{III}-4-(2)$  に記載)

#### (1) 在宅サービス等の充実

・②の5つ目の施策に「高齢の障害者」とあるが、障害者の方が65歳になると介護保険サービスの適用が優先となる。それに伴いホームヘルプサービス等の利用者負担額が増えることとなる。

また、宿泊型自立訓練サービスについて も、介護保険の申請をして、はねられてか ら、申請・利用することとなっている。手 続きとして二度手間である。

障害者入所施設は介護保険適用除外施設となっており、介護保険の申請ができないと聞いている。その場合、一度短期入所に切り替えて介護保険申請し、介護保険施設に入所することになるが、利用者負担額が増えることとなる。

・⑤の3つ目の施策「補装具や日常生活用 具の給付」について、介護用のベッドの枠 だけは支給するところもあれば、それ以外 も支給するところもあるなど、市町村によ って格差がある。

- ・障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づく自立支援給付については、法第7条の規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、このうち介護給付費等の支給決定等を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方が国から示されており、各市町村において適切に対応されているものと考えていますが、この国の通知について、必要に応じてあらためて周知してまいります。
- ・なお、現在の制度では円滑な利用が難しい場合があるとのご指摘ですが、まずは実態を把握する必要があると考えており、必要に応じて国に意見を伝えることも検討したいと考えています。
- ・実施主体である各市町村にご意見の趣旨を伝えてまいります。

#### 4 質の高いサービスの提供

## 意見の概要 県の考え方

#### (2) 福祉を担う人づくり

- ・①福祉人材の養成確保において、手話通 訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の養 成に加えて、「現任研修、指導者の養成研 修」についても入れて頂きたい。
- ・②の6つ目の施策について、聴覚障害者、 手話を言語として選択している者にとっ て、聞こえないこと、聞こえにくいこと、 情報の少なさや偏り、意思疎通の困難さ、 それらによる人間関係構築の困難さなど について、軽い評価で終わることがないよ う、きちんと受けとめられるよう研修して 頂きたい。
- ・①福祉人材の養成確保において、手話通 ・ご意見のあった研修の実施については、増加傾向に 訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の養 ある研修事業全体の中で優先順位も考慮しながら考え
  - ・障害支援区分への見直しについては、国において、 市町村の過去の認定データからの収集・分析が行われ、 認定調査や市町村審査会などを試行的に実施したうえ で、その修正が行われてきました。また、昨年7月に は、関係団体や国民全体から幅広く意見の募集が行わ れています。
  - ・また、障害支援区分における新しい調査項目において、「3. 意思疎通等に関連する項目」に「聴力」「コ

ていきます。

また、聴覚に障害のある人に関わるとき に、その人の選択する言語、意思疎通の方 法で対応するよう手話通訳者、要約筆記者 の派遣同行などについても、きちんと研修 に入れて頂きたい。

ミュニケーション」の項目等が設けられ、その中に「全 ろう」についての選択肢が追加されるなど、聴覚障害 に対する特性が適切に評価されるよう見直されたとこ ろです。

なお、従来から、認定調査にあたっては、

- (1) 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を 工夫すること
- (2)会話のみならず、手話や筆談、直接触れる等の 方法も必要に応じて用いること

について配慮することとされており、研修の機会を通じて周知してまいります。

#### 5 保健・医療施策の充実

#### 意見の概要

#### (1) 障害の予防・早期発見

・①の6つ目の施策について、「新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実」とあるが、現状では、「関係機関」が医療関係者だけになっている。障害者計画の基本理念として社会モデルを謳う以上、医療モデルからの脱却を図る必要があり、教育(聴覚総合支援学校)・福祉関係者(県聴覚障害者センター)との連携を入れる必要がある。

そのため、平成17年8月に出された「新生児聴覚検査の手引き」を改訂し、新たに配布するとともに、保護者への啓発パンフも必要である。

#### 県の考え方

・新生児聴覚検査事業では、事業実施以前から聴覚総合支援学校や高志通園センターの関係者も含めた検討会において支援体制を検討しており、教育や福祉と連携した支援体制により事業を実施しております。

#### (2)保健・医療体制の充実

- ・多職種による専門家チームによる訪問支 援に取り組んでいただきたい。
- ・訪問型の支援としては、訪問看護や往診などの訪問型医療が民間の病院を中心に進められているところであり、また、厚生センター(保健所)においては、保健師等が精神障害者の訪問支援を行っているところです。さらに県内3ヶ所の病院では24時間365日体制で精神障害者を抱えた人を対象に多職種チームによるACT(包括型地域生活支援プログラム)が実施されています。

#### (3) リハビリテーション提供体制の充実

- ・2つ目の施策として「地域リハビリテーション体制の整備」とあるが、特別支援学校の生徒の卒業後をどのように考えているのか。どのように高次脳機能障害者支援センター、卒業後のリハビリにつなげていくのか。
- ・4つ目の施策の「新しいリハビリテーション病院」について、県内のリハビリテーション拠点施設になるということだが、呉

西はどうなるのか。

・4つ目の施策について、高志リハビリテーション病院、高志学園及び高志通園センターを「新たな総合リハビリテーション病院、こども医療福祉センター(仮称)」として統合再編するとあるが、通園センターに通園している聴覚障害のある子どもについては、現状では、地域の学校に通うことを想定した支援になっており、聴覚総合支援学校において教育を受けたり、センター機能としての支援を受けたりするなどの関わりも重要である。

また、成人した聴覚障害者の状況、手話、制度利用などの情報提供も大切であり、福祉機関としての県聴覚障害者センターとの連携もきちんと行うことも踏まえて頂きたい。社会モデルのあり方として、このことは重要である。

- ・生徒の実態に応じて、必要がある場合に学校から情報提供するなど、高次脳機能障害者支援センターと連携してまいります。
- ・新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター (仮称) は、本県のリハビリテーション医療の中核施設として整備するとともに、全県レベルでのリハビリテーション機能の強化を図ることとしており、関係機関との連携、人的技術的支援、調査・研究などにより県全体の地域リハビリテーションレベルの向上に努めてまいります。
- ・早期支援を行う療育機関である高志通園センターと 教育機関である聴覚総合支援学校が連携協力していく ことは重要と考えております。

現在、①就学児の連絡会、②個別ケースにおける担当者同士の連絡、③聴覚障害関連の研修会で意見交換など連携を図っているところです。

今後とも両者の連携が図られるよう支援してまいります。

#### (4)精神保健・医療施策の推進

- ・精神科救急情報センターの具体的役割を 教えていただきたい。危機介入チームなど は設置されているのか。
- ・精神科救急情報センターは、緊急の精神科医療相談 を必要とされる方を対象に、24時間いつでもご相談 をお受けするほか、必要に応じて受診ができる医療機

つける危機介入チームを設置するという機能は有しておりません。

・精神障害者地域共生支援事業の具体的内容を教えていただきたい。できればイメージ図を計画に添付していただきたい。また、支援の対象に家族も入れていただきたい。

・主に、ピア・フレンズ (ピア・サポーター) の養成 と高齢長期入院患者退院支援事業を大きな柱として実施しています。高齢長期入院患者の退院支援事業については、65歳以上かつ5年以上の高齢長期入院患者さんを対象に、病院の退院支援員、医師、看護師等と、地域の相談支援専門員や厚生センター保健師、介護支援専門員などからなる支援チームが、障害福祉サービス事業者等と連携し、退院に向けた支援を行っています。この多職種連携の支援の中には、当然、家族が含まれており、ご家族の意向を踏まえたきめ細かな支援を行っております。イメージ図については、当該事業が複数事業を含む総称であり、図解が困難なため省略させていただいております。

関をご案内する電話窓口です。そのため、現場に駆け

#### Ⅳ 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

1 住みよい生活環境の整備

#### 意見の概要

・「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」 等の言葉が使われているが、「アクセシビ リティ」について取り上げていただきた い。

聴覚に障害がある人のための情報アクセシビリティ(障害者が自ら選択する手話を含む言語、意思疎通の方法によって情報を取得・利用しやすいようにすること)について、より重視していくため、国の障害者計画では「アクセシビリティ」の分野を設けて取り組むこととしている。

#### 県の考え方

- ・県民に分かりやすい計画にすることが重要であることから、馴染みのある「情報バリアフリー」や「コミュニケーション支援」といった言葉を使用することとしたものであり、ご理解をお願いします。
- ・なお、計画案においても、「IV 快適で安心して暮らせる生活環境の整備」の中に「3 コミュニケーション支援体制の確立」を設け、聴覚障害者を含む障害者に対し県が取り組んでいく様々な施策について記載しています。

#### (3) 利用しやすい交通、移動手段の整備

・公共交通のバリアフリー化の徹底について、①路線バスの低床化を計画の通りに実行すること、②バスストップの車道と歩道との段差をなくすることを行っていただきたい。

・高齢者や障害者の移動の足を確保し、利用者の利便性の向上を図るうえで、車両や電停等のバリアフリー化が大変重要と考えています。

こうしたなか、県ではこれまでも、低床の路面電車 やバスの導入に支援してきたところであり、今後とも、 低床バスの導入割合の目標を達成できるよう、交通事 業者が行うバリアフリー化の取り組みに対して、必要 な支援をしてまいります。

・②「バスストップにおける歩道との段差」につきましては、歩行者の安全を確保するためには、車道と歩道の境界に縁石等を設置し、分離した構造としなければならないこと、また、縁石の高さについては、交差点部等の特殊な箇所を除き、交通安全対策上 20cm を標準とすることとされていることから、ご理解をお願いします。

#### 2 安心して暮らせるまちづくりの推進

意見の概要	県の考え方
(2) 防災対策の推進	
・災害発生の場合にローカルニュースで字	・富山県地域防災計画において、知事及び市町村長は、
幕放送できるようにして欲しい。	放送各社との協定に基づき、緊急時において、放送機
	関に災害に関する通知、要請、警告及び注警報等の放
	送を依頼できると同時に、報道機関が災害関係記事又
	は番組を編成して報道する際は、耳、目の不自由な人
	や高齢者、在住外国人に十分配慮するよう努めるもの
	とすると定めています。
	・また、総務省(富山は北陸総合通信局)は、NHK
	や民放各局に放送局の再免許を交付する際に、字幕放
	送や解説放送について視聴覚障害を持つ方のために十
	分配慮するとともに、災害報道の充実に努めるよう要
	請しています。
	・これらをふまえて、放送各社は、地震発生時や警報
	発表時などにおいて画面に字幕スーパーを挿入するほ
	か、ニュースや天気予報においても配慮しております。
	また、字幕放送についても、着実に放送時間数が増
	加しています。

#### コミュニケーション支援体制の確立

意見の概要	
・「コミュニケーション支援体制の確立」	
とあるが、「情報アクセリビリティ」につ	
いて「アクセシビリティ」として位置づけ	
た施策を行うこと、及び障害者基本法、障	
害者総合支援法では、「コミュニケーショ	
ン支援」から「意思疎通支援」と変更され	
ているため、「情報アクセシビリティ及び	
意思疎通支援体制の確立」として頂きた	
٧٠°	

### ・序文において「手話通訳者・要約筆記者 |・ご意見も踏まえて、計画案IV-3の序文において、 の養成・派遣を行うなど」とあるが、「盲 ろう者向け通訳・介助員」も入れて頂きた V10

#### 県の考え方

- ・県の障害者計画はその内容を県民に広く理解して頂 く必要があることから、計画に記載する言葉について は、必ずしも国の基本計画や法律上の用語と一致させ る必要はないと考えており、県民にとって馴染み深く、 理解しやすいと考えられる「コミュニケーション支援」 という言葉を用いることとしました。ご理解をお願い します。
- 「盲ろう者向け通訳・介助員」を追加しています。

#### (1)情報バリアフリー化の推進

・2つ目の施策である「視覚障害者及び聴 覚障害者に対して、IT講習会を開催しま す。」の部分に「盲ろう者」も追加してい ただきたい。

#### 【提案理由】

テレビやラジオ、電話、ファクシミリ、 新聞・雑誌などといった、視聴覚を利用す るメディアや通信機器を利用することの できない盲ろう者にとって、ICT 機器は、 他人とのコミュニケーション、遠隔地にい る相手との連絡、また情報入手を行う上 で、なくてはならないものです。

e-Toyama推進協議会福祉部会 平成25年 度の事業において、「盲ろう者向け ICT 指 導者養成研修会」が開催されております。 今後とも盲ろう者に対する ICT 機器の普 及、啓発活動を行っていただきたいと考え ております。

・ご意見を踏まえ、「視覚障害者、聴覚障害者及び盲ろ う者に対して、IT講習会を開催します。」と追記して います。

#### (2)情報提供の充実

・①の2つ目の施策について、身体障害者 に限らず、知的障害者や発達障害者も選挙 に参加できる支援をお願いしたい。

具体的には選挙公報にルビを振ったり、 簡単な表現・説明を付するなどの選挙支援 や投票所における投票補助などをお願い したい。

- ・「選挙における配慮」について、国の障 害者基本計画 P 3 2、 P 3 3 の「判断能力 が不十分な障害者が自らの意思に基づき 円滑に投票できるよう、代理投票の適切な 実施等の取組を促進する。」の趣旨を盛り 込んでもらいたい。
- は、現在は、政見放送に手話通訳を付けて 放送するようになっている。また、字幕に

・ご意見を踏まえ、「選挙公報にルビを振ることや障害 者にとってわかりやすい表現にすること等について立 候補予定者等へ働きかけます。」と記載しています。

また、「投票所においては、障害者の投票を補助する ため、投票の順序等のわかりやすい掲示や必要に応じ て事務従事者が選挙人に対して案内等補助を行うこと 等について、市町村へ働きかけます。」と記載していま す。

- ・ご意見も踏まえて、「投票用紙に自ら候補者の氏名等 を記載できない選挙人は代理投票ができることについ て、引き続き市町村とともに周知に努めます。」と記載 しています。
- ・「政見放送手話通訳会の開催」について |・ご意見も踏まえて、「知事選挙、国会議員選挙に際し て、点字・音声による選挙のお知らせの配布や政見放 送手話通訳会の開催、政見放送における手話通訳・字

ついても拡充が図られている。このことを 踏まえて、「手話通訳・字幕付き政見放送・ 政見放送手話通訳会」と修正して頂きた い。 幕の付与への支援等により、選挙権の行使が適切に行われるよう情報提供に努めます。」と修正します。

#### (3) コミュニケーション支援の充実

- ・2つ目及び3つ目の施策について、手話 通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事 業の市町村への働きかけについては要望 が盛り込まれているが、盲ろう者が社会参 加できる取組みの支援について検討して もらいたい。
- ・中途障害者などに対するノートテイクや 文字放送に関する施策を設けて欲しい。国 の障害者基本計画には文字放送等に関す る記述がある。
- ・ご意見を踏まえ、5つ目の施策として「盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。」と追記します。
- ・要約筆記者の養成・派遣を含むコミュニケーション 支援関係の施策は計画案記載のとおりであり、また、 県主催イベントの一部においても要約筆記したものを スクリーンに投影するなど中途失聴者の情報保障に努 めています。今後も、要約筆記者の養成や派遣事業の 充実に努めていきます。

#### その他頂いたご意見

#### 意見の概要 県の考え方 ・地域障害者団体と地域支援体制の協働 ・第二編 I-1「ボランティア活動の推進」及びⅢ-地域身体障害者団体の健全な育成を図り、 (1)「地域における相談支援体制の充実」において関 身体障害者相談員の中核的な活動をはじ 連施策を記載しており、施策の啓発に努めてまいりま め、地域との日常的なふれあい、交流の促 す。 進がはかられるよう支援していただきた 11 ・精神障害者の目標値を明らかにしていた ・精神障害者の目標値としましては、地域での環境適 だきたい。 応能力を養い、社会的自立の促進と社会復帰の実現を 図るため、精神障害者社会適応訓練事業の対象者数を 掲げており、その着実な実施を図ってまいりたい。 なお、その他の目標値等については、今後国等の状 況を注視するとともに、家族連合会さん等関係者の 方々と連携し、検討してまいりたい。